

事業者の皆さまへ

保存版

令和4年2月作成

事業系ごみの 分け方・出し方 ガイドライン

事業系ごみの
適正な分別を
徹底して、
ごみの減量化を！

目 次

事業系ごみとは？	2
事業系ごみの処理委託の大まかな流れ	4
紙類の出し方	5
生ごみ・木くず・刈草等の出し方	7
繊維くず・びん・かん・ペットボトルの出し方	8
廃プラスチック類・金属・ガラス・コンクリート・陶磁器くずの出し方	9
家電・パソコン・車・バイク用品・消火器の出し方	9
許可業者検索他問い合わせ先	10
業種別適正処理	
適正区分について	11
産業廃棄物の種類と具体的な例	12
事業系廃棄物の分別早見表	13
廃棄物の減量化・資源化	14

韮崎市 市民生活課

P.5・6

紙
類

P.7

生ごみ
木くず・刈草等

P.8

繊維くず
びん・かん・
ペットボトル

P.9

廃プラスチック類・金属くず・
ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
家電・パソコン・車・バイク用品・消火器

P.10

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.11

適正区分に
ついて

P.12

産業廃棄物の
種類と具体的な
例

P.13

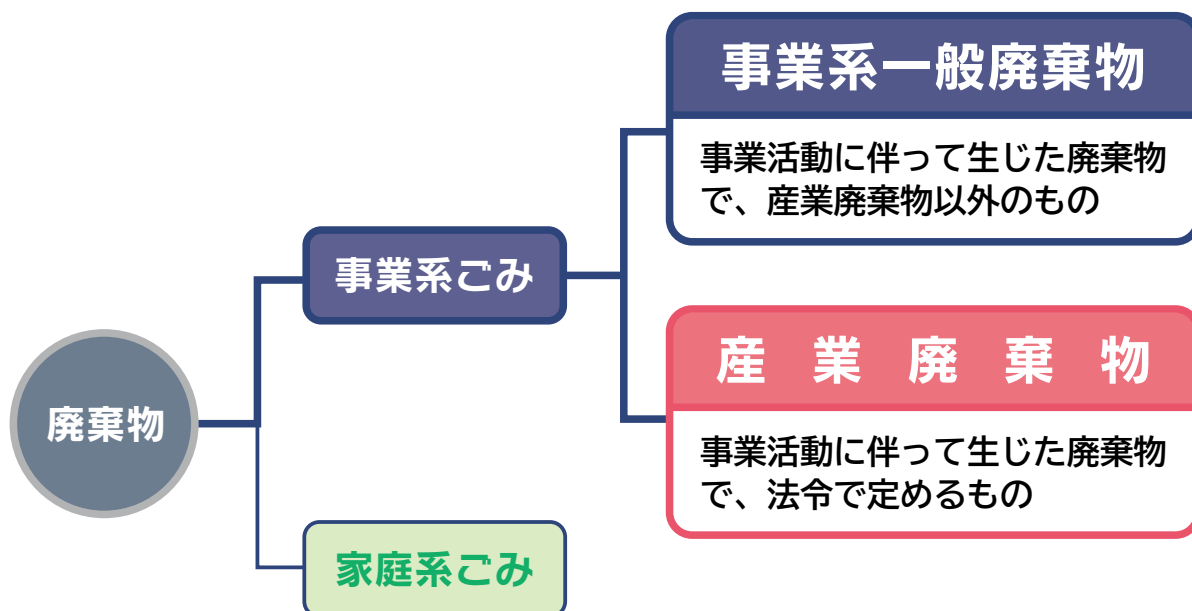
事業系廃棄物の
分別早見表

P.14.15

廃棄物の減量化・
資源化

事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所・学校・官公署など、事業活動から出るごみは、すべて事業系ごみです。個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみとなります。



事業系ごみの種類

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられ、それぞれの処理施設で適正に処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に定められています。

詳しい品目については、13ページを参照してください。

事業者の責務とは？

廃棄物処理法第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理[※]しなければならない。」と事業者の責務が明確に示されています。

※ 処理とは、①自ら市の処理施設へ持ち込む ②許可業者に収集運搬を委託
③自家処理 のいずれかのことを表します。

❗ごみステーションに、 事業系ごみは出せません!❗

事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく不適正排出と見なされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

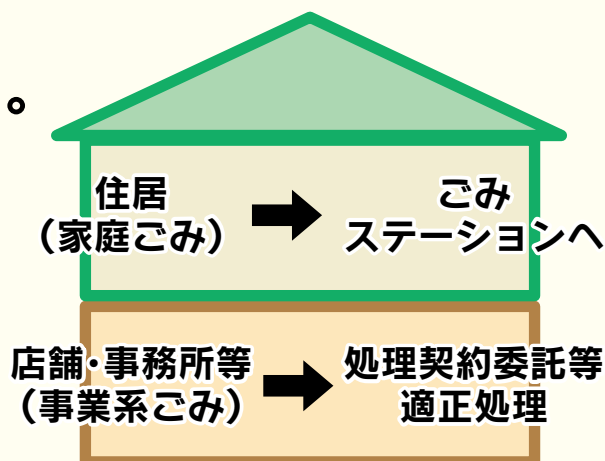
※事業所から出るごみや資源物をごみステーションや拠点回収所へ持ち込むことは出来ません。

※4ページ参照



☆店舗兼住居の建物の場合は ごみを別々に 処理してください。

店舗・事務所等と住居
が同一建物であっても、
各々分別し5～9ページを
参照し、適正に処理
してください。



事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています

事業系ごみの処理に当たっては、自己処理するか、県や市から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

(※4ページ 処理の流れ参照)

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することはトラブルになる場合もあるため注意が必要です。

事業系ごみの処理委託の大まかな流れ

事業系一般廃棄物

荳崎市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者に委託します。

事業系一般廃棄物の

● 分別種類

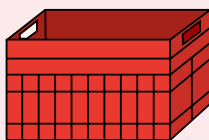
● 収集方法

● 料金等

を相談しましょう。



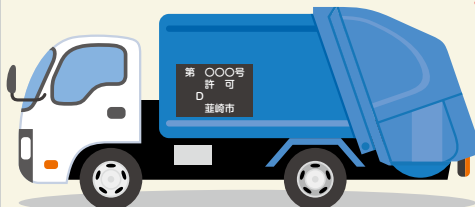
(廃棄物処理法第6条の2第6項)



排出時は、適正に分別をしてください。

荳崎市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集します。

第 〇〇〇号
許可
D
荳崎市

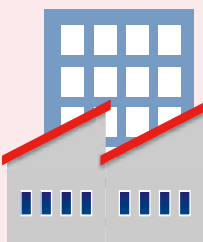


【焼却処理】
荳崎市内の焼却場へ搬入、焼却されます。



焼却残渣は最終処分場へ運ばれ処理されます。

● 【リサイクル】
民間リサイクル施設に搬入、リサイクルされます。



処理業者
と
委託契約

事務所
から
排 出

収 集
・
運 搬

中間処理
・
リサイクル

最 終
処 分

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託します。

● 分別種類

● 収集方法

● 料金等

を相談しましょう。

また、委託契約は書面で行う必要があります。



(廃棄物処理法第12条第5項)

引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

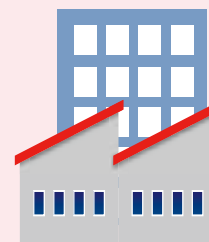
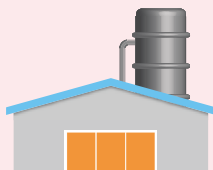


産業廃棄物収集運搬業許可業者が産業廃棄物を収集します。

産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
000000 号



産業廃棄物処分業許可業者の施設に搬入され、さまざまな方法で中間処理されます。



【リサイクル】
民間リサイクル施設に搬入、リサイクルされます。

中間処理後の残渣は埋立処分場へ運ばれ処理されます。

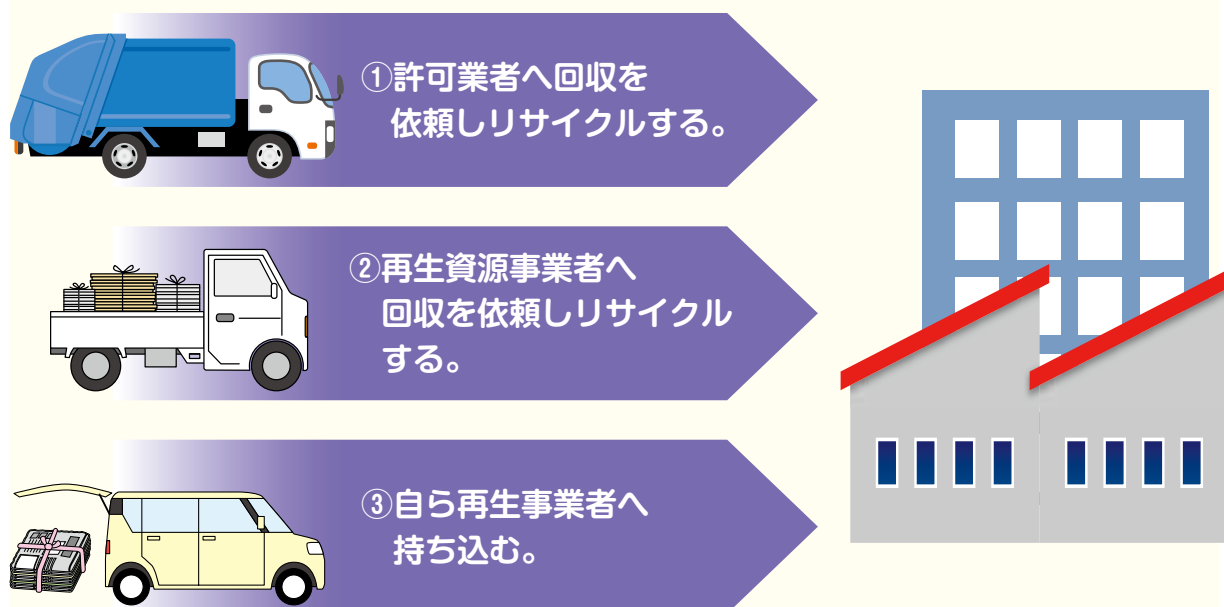


紙 類 リサイクルできるもの

例	運搬方法	処理施設
リサイクルできるもの 新聞・ダンボール・雑誌・ OA用紙などの古紙類 	再生資源事業者 自己搬入（有料） 許可業者	再生資源事業者 （古紙問屋等）

※ 建設業者による工作物の建設作業等で生じたものは、**産業廃棄物**として処理してください。

古紙類について一番に資源化を考えてください!



※ 事業所から出る資源物は、市では受入していません。
 リサイクル出来る古紙については、エコパークたつおかへの搬入はできません。
 収集運搬許可業者又は再生資源事業者へ相談してください。
 インターネットにて、下記のキーワードを入力して検索してください。

荏崎市 古紙回収業者

検索

P.5・6

紙
類

P.7

生ごみ
木くず・刈草等

P.8

繊維くず
びん・かん・
ペットボトル

P.9

廃プラスチック類・金属くず・
ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
家電・パソコン・車・バイク用品・消火器

P.10

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.11

適正区分に
ついて

P.12

産業廃棄物の
種類と具体的
な例

P.13

事業系廃棄物の
分別早見表

P.14.15

廃棄物の減量化・
資源化



紙 類 リサイクルできないもの

例	運搬方法	処理施設
リサイクルできないもの 感熱紙、カーボン紙、 ビニールやろう等で コーティングされた紙類	自己搬入（有料） 許可業者	エコパークたつおか

リサイクルできないもの

水に溶けない紙

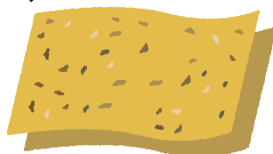
フィルムコーティングされた紙
防水加工された紙
(紙コップ、紙皿、
紙製カップめん容器等)



金紙、銀紙
(ガムの包み紙、
タバコの内包紙等)



写真
ティッシュペーパー、
キッチンペーパー
(耐水加工のため)



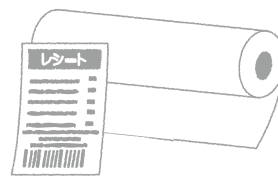
汚れた紙

汚れている紙
(油、ケチャップ、
マヨネーズ等)



感熱発泡紙

点字用紙
(コーティング
されているため)



紙おむつ
(含ポリマーのため)



粘着剤が付着した紙

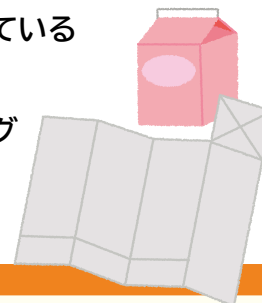
圧着はがき
(コーティングされて
いるため)



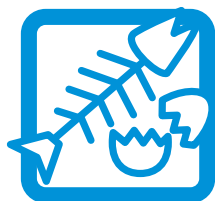
再生できない紙パック

コーティングされている
紙パック

アルミコーティング
されたもの



- ① 事業者がエコパークたつおかへ自己搬入（有料）する。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。
委託先の許可業者については、10ページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者について」
または、「産業廃棄物処理業者（収集運搬業及び処分業者）について」を参考に取扱品
目や事業内容等で許可業者を検索してください。



生ごみ(厨芥類)

例	運搬方法	処理施設
- 食品の食べ残し - 食品の売れ残り - 調理残渣 - 魚のあら - 茶殻 等 	自己搬入 (有料) 許可業者	エコパークたつおか (リサイクルできるものは、 リサイクルへ)

※ 食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残渣は**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法

- ① 事業者がエコパークたつおかへ自己搬入 (有料) する。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

- 生ごみ等の燃えるごみは、エコパークたつおかに自己搬入 (有料) してください。
- 生ごみは水切りを徹底してください。

委託先の許可業者については、10 ページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者について」を参考に韮崎市のホームページで公開している許可業者の一覧をご覧ください。



木くず・刈草等

例	運搬方法	処理施設
- 剪定枝・刈草類 - 机・椅子・棚等の木製品 	自己搬入 (有料) 許可業者	エコパークたつおか (粗大ごみについては、 リサイクルプラザ) (リサイクルできるものは、 リサイクルへ)

※ 建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、木材、木製品等製造業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は**産業廃棄物**として処理してください。

処理方法

- ① エコパークたつおかで自己搬入 (有料) し、焼却処分する。
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

委託先の許可業者については、10 ページ「一般廃棄物収集運搬業許可業者について」を参考に韮崎市のホームページで公開している許可業者の一覧をご覧ください。



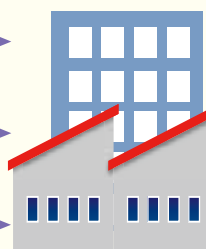
繊維くず

例	運搬方法	処理施設
- 不要になった天然繊維の衣類(綿・絹など) - ウエス・軍手等 	再生資源事業者 自己搬入(有料) 許可業者	- 再生資源事業者 → 処理方法①へ - エコパークたつおか → 処理方法②へ
※ 建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、繊維工業の製造工程で生じた繊維くず等は、産業廃棄物として処理してください。		
処理方法 ① 自己搬入(有料)するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。または、再生資源事業者に直接回収を依頼する。		
処理方法 ② 自己搬入(有料)するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託し、エコパークたつおかへ搬入する。 委託先の許可業者については10ページを参考に検索してください。		



びん・かん・ペットボトル

例	運搬方法	処理施設
- 飲料用のびん - 飲料用のかん - 飲料用のペットボトル 	再生資源事業者 自己搬入(有料) 許可業者	再生資源事業者
処理方法 再生資源事業者に委託してリサイクルする。		
①許可業者へ回収を依頼しリサイクルする。 ②再生資源事業者へ回収を依頼しリサイクルする。 ③自ら再生事業者へ持ち込む。		





廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

例

※《廃プラスチック類》

発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品・合成ゴム製品・合成繊維くず・PPバンド・廃タイヤ等

《金属くず》

空き缶・スプレー缶・一斗缶・刃物類・アルミ製品・スチール製品（机・椅子・棚・ロッカー等）

《ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず》

空きびん・コップ・茶碗・レンガ・石膏ボード等

運搬方法

自己搬入
(有料)

許可業者

処理施設

産業廃棄物
処分業
許可業者

産業廃棄物処分業許可業者に
処理を委託する。

処理方法

産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者（収集運搬業許可業者及び処分業許可業者）にその事業の範囲に含まれる産業廃棄物の処理を委託してください。

※ プラスチック製品については令和4年度以降リサイクル可能な品目が増える場合があります。その場合は適正なりサイクルをお願いします。



家電・パソコン・車・バイク用品・消火器

家電リサイクル法指定品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機

エコパークたつおかで収集しないもの

パソコン・車・バイク用品・消火器

処理方法

リサイクル関連法や廃棄物処理法の広域認定制度に基づきリサイクルや処分する。

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機

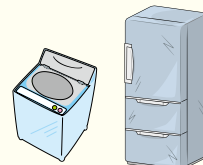
■都留貨物自動車(株)甲府支店 中央市山之神流通団地2473番地11
電話 055-273-5661

■日本通運(株)山梨支店 中央市中楯769番地 電話 055-274-8211

パソコン・車・バイク用品・消火器

■高野産業(株) 下祖母石2278番地 電話 23-0072

■(株)西商店 龍岡町下條南割500番地1 電話 22-3070



P.5・6

紙
類

P.7

生ごみ
木くず・刈草等

P.8

繊維くず
びん・かん・
ペットボトル

P.9

廃プラスチック類・金属くず・
ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
家電・パソコン・車・バイク用品・消火器

P.10

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.11

適正区分に
ついて

P.12

産業廃棄物の
種類と具体的な
例

P.13

事業系廃棄物の
分別早見表

P.14.15

廃棄物の減量化・
資源化

処理を頼む場合は

一般廃棄物収集運搬業許可業者について

○荳崎市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者については、荳崎市のホームページで公開しています。(下記参照)

(荳崎市WEBサイト) <https://www.city.nirasaki.lg.jp/>



TOP ページ ▶ くらし・手続き ▶ 環境衛生・ごみ ▶ ごみ・リサイクル ▶

事業により排出されたごみ処理について ▶ 一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧 (PDF)

処理を頼む場合は

産業廃棄物処理業者(収集運搬業者及び処分業者)について

○山梨県が許可する産業廃棄物収集運搬許可業者については、山梨県のホームページで公開しています。(下記参照)

(山梨県WEBサイト) <https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/85248836192.html>

TOP ページ ▶ 組織から探す ▶ 環境・エネルギー部 ▶ 環境整備課 ▶

産業廃棄物処理業者名簿 (優良認定業者名簿)・行政処分情報 ▶ 産業廃棄物処理業者名簿

自ら持ち込む場合は

☎ 市焼却場の連絡先 ☎

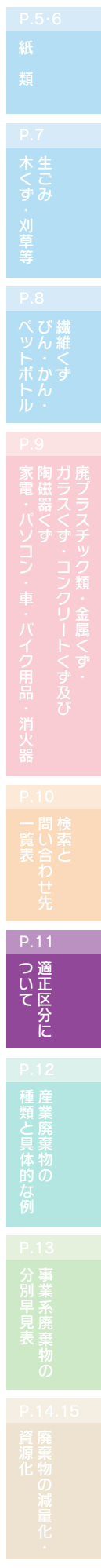
施設名		エコパークたつおか (峡北広域環境衛生センター)
場所 電話番号		荳崎市龍岡町下條南割1895番地 TEL0551-22-3437
受入時間等	平日	8:30~15:45 (11:45~13:00までは搬入不可) (なお、年末年始の12月29日~1月3日を除く。)
	土日	受入なし
処理手数料		10キログラムまでごとに 220円+税



☎ 問い合わせ先 ☎

事業系一般廃棄物の出し方、分別に関すること 一般廃棄物処理業許可業者に関すること	市民生活課 生活環境担当	TEL0551-22-1111
産業廃棄物処理業の許可に関すること 産業廃棄物排出者への指導に関すること	山梨県 中北林務環境 事務所環境課	TEL0551-23-3090

発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取組後に発生する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分します。



産業廃棄物の種類と具体的な例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、コークス灰、焼却炉の残灰
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、切削油、絶縁油、溶剤等
	(4) 廃液	写真現像廃液、廃硫酸、廃塩酸等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像液、排ガス洗浄廃液、苛性ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、発泡スチロール、合成皮革くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）、廃ペットボトル、容器包装プラスチック
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず等
	(9) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	(1) ガラスくず：空きびん、板ガラスくず、破損ガラス、ガラス繊維くず (2) コンクリートくず：製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、レンガくず、瓦破損くず
	(10) 鉱さい	鉱物廃砂、電炉等溶解炉かす、サンドブラスト廃砂、粉炭かす等
	(11) がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設等において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業、印刷物加工業等から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる木綿くず等
	(16) 動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形物の不要物
	(17) 動物系固形廃棄物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 政令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

事業系廃棄物の 分別早見表

一廃	一般廃棄物
産廃	産業廃棄物
資源物	リサイクル可能なもの

※「廃プラスチック類」は「廃プラ」と記載
 (紙類は分別義務があります)
 ※「水銀使用製品産業廃棄物(水銀を使用した製品が
 産業廃棄物となったもの。)」は「水銀廃棄物」と記載。

あ			
名称	分類	産廃品目	備考
空き缶	産廃	金属くず	
空きびん	資源物	ガラスくず	
アクリル板	産廃	廃プラ	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース	産廃	廃プラ	
一斗缶	産廃	金属くず	
椅子(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
椅子(木製)	一廃		木製品製造業などは産廃
衣類乾燥機	産廃	廃プラ 資源物 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
うちわ(骨がプラ製)	産廃	廃プラ	紙部分を分離した排出が望ましい
エアコン	産廃	廃プラ 資源物 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
OA用紙	資源物		
か			
名称	分類	産廃品目	備考
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切る
カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
紙くず	資源物		
花びん	産廃	ガラスくず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙袋(紙のみ)	資源物		
紙袋(内側がプラ加工)	一廃		プラの割合の方が大きければ産廃
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
紙箱	資源物		
紙パック	資源物		
紙やすり	一廃		
瓦	産廃	陶磁器くず	
乾燥剤シリカゲル(泥状)	産廃	汚泥	
乾燥剤シリカゲル(粒状)	一廃		
記録メディア(CD、DVDなど)	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	材質によっては混合物
金庫製品	産廃	金属くず	
靴(天然皮革・繊維製)	一廃		
靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	水銀廃棄物

結束バンド	産廃	廃プラ	
小型家電製品(電話、プリンターなど)	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
さ			
名称	分類	産廃品目	備考
雑がみ	資源物		
シールの台紙	一廃		
磁器カード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ	
シャープペンシルの芯	一廃		
充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
シュレッダーくず	資源物		
消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
新聞・雑誌	資源物		
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
炭(未使用)	一廃		
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃プラ 資源物 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象
せん定枝・刈草(枝葉・竹)	一廃		
た			
名称	分類	産廃品目	備考
体温計	産廃	金属くず ガラスくず	水銀体温計は「水銀廃棄物」
体温計(デジタル)	産廃	廃プラ 金属くず	
台車	産廃	廃プラ 金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ(吸い殻)	一廃		
ダンボール	資源物		
机(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
机(木製)	一廃		木製品製造業などは産廃
電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
電球	産廃	金属くず ガラスくず	
電池	産廃	汚泥 金属くず	一部水銀廃棄物
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料(固形)	産廃	廃プラ	
塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は 廃アルカリ 廃プラ	
塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ	
テレビ	産廃	廃プラ 金属くず 資源物 ガラスくず	家庭用は家電リサイクル法対象
な			
名称	分類	産廃品目	備考
長靴	産廃	廃プラ	

生ごみ(厨芥類)	一廃		食料品製造業などは産廃
南京錠	産廃	金属くず	
ネット	産廃	廃プラ	
粘着テープ(紙・布製)	一廃		
粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
は			
名称	分類	産廃品目	備考
灰	産廃	燃えがら	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
バッテリー	産廃	廃酸 廃プラ 金属くず	
発泡スチロール	産廃	廃プラ	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット(木製)	産廃	木くず	
パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
フィルム	産廃	廃プラ	
プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	
古布(衣類、毛布、布団など)	一廃		化学繊維は産廃
ペットボトル	資源物	廃プラ	
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ポイントカード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
包装紙(内側がプラ加工)	一廃		プラの割合の方が大きければ産廃
包装紙(紙のみ)	資源物		
ボールペン	産廃	廃プラ	
ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	
ま			
名称	分類	産廃品目	備考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		
メディアケース(CD、DVDなど)	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては混合物
や・ら・わ			
名称	分類	産廃品目	備考
ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切る
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
割り箸	一廃		
冷蔵(凍)庫	産廃	廃プラ 資源物 金属くず	家庭用は家電リサイクル法対象

※ プラスチック製品については、令和4年度以降にリサイクル品目が増える場合がありますので、対象品目については、リサイクルをお願いします。

P.5・6

紙
類

P.7

生ごみ
木くず・刈草等

P.8

繊維くず
びん・かん・
ペットボトル

P.9

廃プラスチック類・金属くず・
ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
家電・パソコン・車・バイク用品・消火器

P.10

検査と
問い合わせ先
一覧表

P.11

適正区分に
ついて

P.12

産業廃棄物の
種類と具体的な
例

P.13

事業系廃棄物の
分別早見表

P.14.15

廃棄物の減量化・
資源化

廃棄物の減量化・資源化

廃棄物の減量化・資源化を行うことはメリットがたくさんあります！

代表的なメリット

①処理コストの削減

減量化・資源化を進めることにより、ごみの量が減り、ごみ処理にかかるコスト削減になります。

事業系一般廃棄物、産業廃棄物、資源化可能物の分別を徹底できれば、大幅なコスト削減に繋がる可能性があります。

②企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっており、会社全体でごみの減量化や資源化を推進することは、企業のイメージアップに繋がります。

ごみの減量化・資源化に欠かせないのは“4R”!!

ご存じですか 4R

減
量
化

① Refuse

〈リフューズ〉：発生抑制

② Reduse

〈リデュース〉：排出抑制

③ Reuse

〈リユース〉：再使用

資
源
化

④ Recycle

〈リサイクル〉：再生利用



古紙の減量化・資源化

ポイント① まずは減量化！

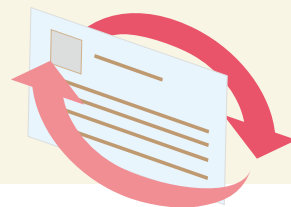
電子媒体等によるペーパーレス化

会議では、
プレゼンテーション
ソフトなどを活用し、
紙の資料を
減らしましょう。



裏紙の使用

裏面が印刷されて
いないOA用紙や
広告紙などは、
メモ用紙として
活用しましょう。



両面印刷や2 in 1 印刷の励行

複数ページの印刷や
コピーには、
両面印刷などの機能を
活用しましょう。



書類の一元化

連絡文書などは
回覧や掲示に
することで作成部数
を削減しましょう。



ポイント② 分別を徹底しましょう！

発生した古紙は、種類ごとに分別しましょう。
三段ボックスなどを活用することにより、簡単に分別できます！



ポイント③ リサイクルしましょう！

分別した古紙は、それぞれ業者に委託してリサイクルしましょう。

リサイクル可能な古紙は
市処理施設に
搬入できません

リサイクルできるものは、
リサイクルへ！！

資源化可能物の
相談先

荳崎市環境事業協同組合 Tel 0551-30-0057

生ごみの減量化・資源化

<日本の食品ロス>

日本国内において、年間約2,550万トンの食品廃棄物が排出されています。この中には、“食品ロス”として612万トンが含まれていると推計されています。食品ロスとは、一般的に「本来食べられるにもかかわらず捨てられているもの」を指します。

⇒日本人1人あたりに換算すると、“お茶碗約1杯分（約132g）”が毎日捨てられていることになります。

「持続可能な開発目的」(SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17目標

12 つくる責任
つかう責任



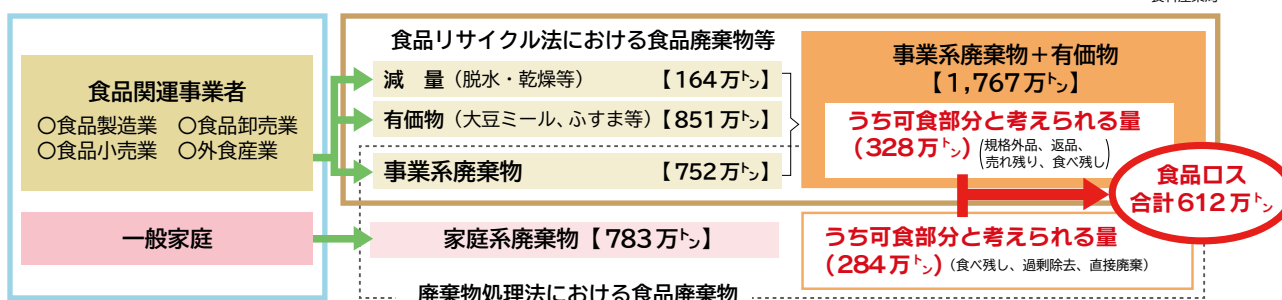
国際目標として、以下のことが掲げられています。

<ターゲット 12.3>

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

【食品廃棄物等の発生量（平成29年度推計）】

農林水産省
食料産業局



P.5・6

紙
類

P.7

生ごみ
・木くず
・刈草等

P.8

繊維くず
・びん・かん
・ペットボトル

P.9

廃プラスチック類・金属くず・
ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず
家電・パソコン・車・バイク用品・消火器

P.10

検索と
問い合わせ先
一覧表

P.11

適正区分に
ついて

P.12

産業廃棄物の
種類と具体的
な例

P.13

事業系廃棄物の
分別早見表

P.14.15

廃棄物の減量化・
資源化

